

令和7年8月27日  
於：梅丘パークホール

第4回 世田谷区本庁舎等における  
区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会

1 開 会

2 議 題

(1) 報告案件

- ①施設の利用料金（施設利用協力金）について【資料1】
- ②運營業務委託事業者選定について【資料2】
- ③スペースごとの活用想定及び備品について

(2) 審議案件（全体スケジュール【資料3】）

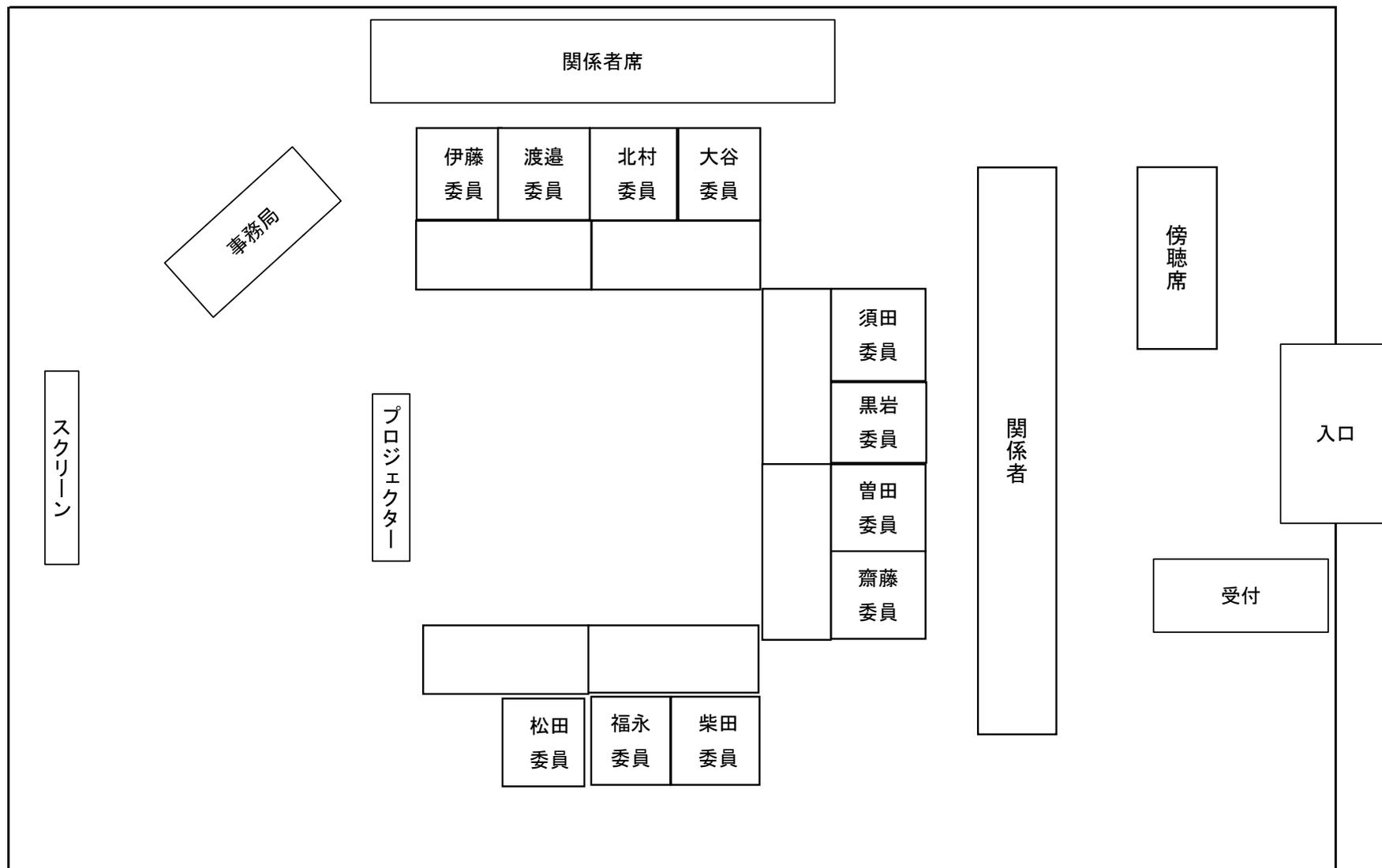
- ①施設利用ルール案について【資料4】
- ②オープニングイベントについて【資料5】

3 次回の日程等

【配布資料】

- 1 準備会各議題資料一式（座席表、資料1～5）
- 2 オブザーバー委員からの意見シート【資料6】

第4回 世田谷区本庁舎等における  
区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会 座席表  
(梅丘パークホール 集会室)



令和7年7月29日  
生活文化政策部  
市民活動推進課

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設の  
開設・事業開始に向けた検討状況及び利用料金（施設利用協力金）について

1 主旨

令和8年度に本庁舎等に開設する区民利用・交流拠点施設（区民会館を除く）について、学識経験者等で構成される事業運営委員会準備会（以下「準備会」）における検討状況や、施設の開設・事業開始に向けた今後の取組み及び施設利用に伴う利用料金について報告する。

2 区民利用・交流拠点施設の範囲

開設時期	棟・工期	施設名称	位置付け
令和6年度	世田谷区民会館	ホール	公の施設
		集会室（2室）	
		練習室（2室）	
	東1期棟	ラウンジ	庁舎（※）
エントランスホール		庁舎	
令和8年度	東2期棟		区民交流スペース
			区民交流室（2室）
			ピロティ
			屋上庭園
令和8年度	西2期棟		区民交流室（2室）
	外構	広場	
令和11年度	西3期棟	区民交流室（キッチンつき）	

※ラウンジは、令和9年度より世田谷区民会館に位置づけ、公の施設とする予定。

3 準備会における検討状況

準備会は令和6年12月に設置し、令和7年3月、5月とこれまで計3回実施している。これまでの検討状況は以下の通り。

(1) 区民利用・交流拠点施設の目指す方向性

「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」の実現を目指し、区民参加、交流、協働の事業を展開していくこととし、「区民利用・交流拠点施設を通して区が目指すこと」、また「区民利用・交流拠点施設運営にあたっての確認事項」を決定した。

① 区民利用・交流拠点施設を通して区（市民活動推進課）が目指すこと

ア 市民活動しやすい環境をつくる

- より自由な活動がしやすい場をつくる
- 出会いや交流ができる環境、機会をつくる

イ 活動をする人を増やす

- 新しい活動、チャレンジをサポートする
- よりよい活動へのバージョンアップをサポートする

- 団体を支えるネットワークを広げる
- ウ まちを知っている職員を育てる
  - 積極的に市民活動の現場に出向き、知り合う
  - 活動の工夫を学び、活動をサポートする力をつける
  - 区職員と団体がつながり、パートナーとして様々な活動や事業にともに取り組む意識（姿勢）を育てる

② 区民利用・交流拠点施設運営にあたっての確認事項

施設の運営にあたり根幹となる事項を明確化するとともに、様々な事項を決定する上での軸としていくため、また、委員や区職員が交代した場合も、これまでの検討の積み上げを継承していくことを目的に以下の確認事項を作成した。

- ア 原則無料・予約不要・営利可能な場づくり
- イ 定期的かつ魅力的なイベントの実施・気軽に立ち寄れる場づくり
- ウ 柔軟に見直し（トライ&エラー）が可能な施設運営
- エ チャレンジ・バージョンアップ・マッチング
- オ 区民、団体、区職員がオープンな活動に参加し、交流や協働を育み、課題解決に寄与
- カ 区及び運営事業者が中心となって、区民、団体、区をつなぐ

(2) 委員からの意見等（反映予定）

① 運営等について

- ・令和8年4月に組成する委員会及び部会には現役世代の公募区民の追加や、委員の横断的な参加など柔軟な運営ができるようにして欲しい。
- ・ルールはあまり厳しくしすぎずトライ&エラーで改善が図れるとよい。また、禁止事項ばかりを掲示するのではなく、利用憲章のようなもので自律を促せるとよい。
- ・オープニングイベントは1日のみの集客イベントでは一過性のものになってしまうため、1か月程度の期間で継続的に、既存事業の活用など団体の協力を得ながら、施設の利用を促す内容として欲しい。
- ・施設の運営にあたっては、運営事業者任せきりになるのではなく、区も主体的、積極的に関わるべき。
- ・利用料金の名称は、イベント等の参加料（参加者が主催者に支払う）との混同を避けるため、「参加料」ではなく「施設利用協力金」など別の名称が良いのではないか。

② 活用想定や備品について

- ・団体活動スペースの机や椅子等の備品は、活動に合わせて柔軟に対応できるよう可動式かつ動かしやすいものにして欲しい。
- ・キッズスペースについては、固定化したものでなく場所も移動できる柔軟なものが良い（子どもはいつもそこという運用はしない）。
- ・障害者の方が落ち着けるスペースがあると良い（カームダウンスペース）。
- ・広場のテント等は、団体等が設置しやすい軽いもので対応できるものにして欲しい。
- ・屋上庭園は風や日差しも含め、安全性を考慮して欲しい。

(3) スペースごとの活用想定及び備品

別紙1のとおり

#### (4) 今後の検討課題

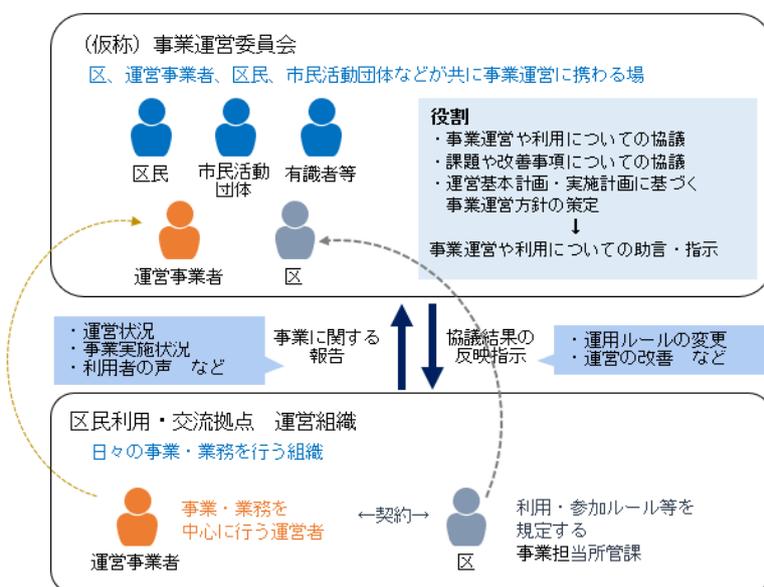
- ① 施設の利用ルールづくりについて
- ② 施設の年間事業計画について
- ③ オープニングイベントについて
- ④ 愛称募集について

#### 4 開設後の運営体制

令和8年4月に設置予定の(仮称)事業運営委員会のもと、区民、団体、区、運営事業者が一体となり運営し、区民・団体・区職員が入り混じる汽水域のような空間を作り、オープンなイノベーションを創出していく。

なお、運営事業者については、令和7年度中に事業者選定を行い、令和8年度当初から委託契約し開設までの間は開設準備等を行う。

【事業運営実施計画に定める運営体制イメージ図】



#### 5 利用料金（施設利用協力金）について

##### (1) 利用料金のあり方

区民利用・交流拠点施設（区民会館を除く）は庁舎の位置づけであることから、生活文化政策部が庁舎管理者である庁舎整備担当部より当該施設について、年間を通して使用承認を受け、区の実施事業として運営していく。よって、利用団体等から徴収する利用料金については、庁舎や区有地を貸与する際に適用する行政財産の使用許可（目的外使用）による使用料ではなく、事業への参加に伴う「施設利用協力金（※）」として徴収する。

※実施計画では参加料という名称としていたが、事業の継続に必要な団体等が支払う料金と事業に参加する区民が支払うものとの誤解を生じないように、「施設利用協力金」とする。

##### (2) 施設利用協力金について

施設利用協力金は、利用用途を「NPO等の非営利利用」「民間企業等の営利利用」の2区分を設ける（別紙2-1）。

##### ① NPO団体等の非営利利用

当施設事業はNPO団体等の利用を中心とした施設であり、利用促進の視点から安価

な料金設定とする（別紙3）。なお、事業趣旨から、区内団体は原則無料とし、1日を超える利用や区外団体等の利用についてのみ利用料金を徴収する。

過去の検討や準備会において1回の利用をワンコインでできるようにという議論や利用促進の観点から、区民交流スペースの1回（4時間）の利用の額を500円として、それに応じ各諸室ごとに設定する。

## ② 民間企業等の営利利用

交流拠点施設に賑わいが創出されることで区民やNPO等活動団体の交流等を促進するなど、区の交流拠点施設事業に資することを条件に、利用エリアを限定（別紙2-2）した上で他自治体の事例を参考にNPO団体等よりも高い設定とする（別紙3）。

## 6 規定の整備及び料金徴収について

### (1) 要綱の制定

今後の準備会等の検討を踏まえた上で（仮称）区民利用・交流拠点施設事業実施要綱を制定し、施設利用協力金等について定める（令和8年度制定予定）。

### (2) 規則の改正

世田谷区庁舎管理規則第12条（禁止行為等）について、交流拠点施設で実施する事業・活動に合わせて一部緩和するための改正を行う（令和8年度改正予定）。

### (3) 料金徴収について

施設利用協力金は、使用料ではないため運営事業者に料金徴収委託をすることができない。そのため、当協力金は収入見込みを踏まえて差し引いた金額にて事業者と契約を行い、事業者の収入とする。ただし、当初の収入見込みから一定額過不足が生じた場合は、協議の上契約変更を行うとする。

## 7 施設利用協力金の見直し

開設後、公共施設使用料見直し時期に合わせて、他自治体の状況や利用率、地価等を踏まえて施設利用協力金の見直しを行う。

## 8 今後のスケジュール（予定）

令和7年	8月	運営事業者公募開始
	8月	第4回準備会開催
	12月	運営事業者決定
令和8年	2月	区民生活常任委員会報告（事業者決定等）
	2月	第5回準備会開催
	4月	運営事業者との契約・開設準備開始 （仮称）事業運営委員会設置
	9月	本庁舎整備2期工事竣工
	10月以降	オープニングイベント、施設開設・事業開始

スペースごとの活用想定及び備品

○区民交流スペース

○広場内でのオシャレな椅子、テーブル  
天気が良い日には、憩いの空間の創出のため、広場(テラスによる日陰あり)に  
テーブル3×椅子4=12人程度が座れる  
ようにする。



○個人利用スペース  
主に役所に手続きに来た来庁者や、  
業者、学生の憩いの場と想定



○団体活動PRコーナー  
施設利用団体の通常の活動や区民  
利用・交流拠点施設以外での活動の  
チラシ等を展示



【パース映像(ピロティから見たイメージ)】

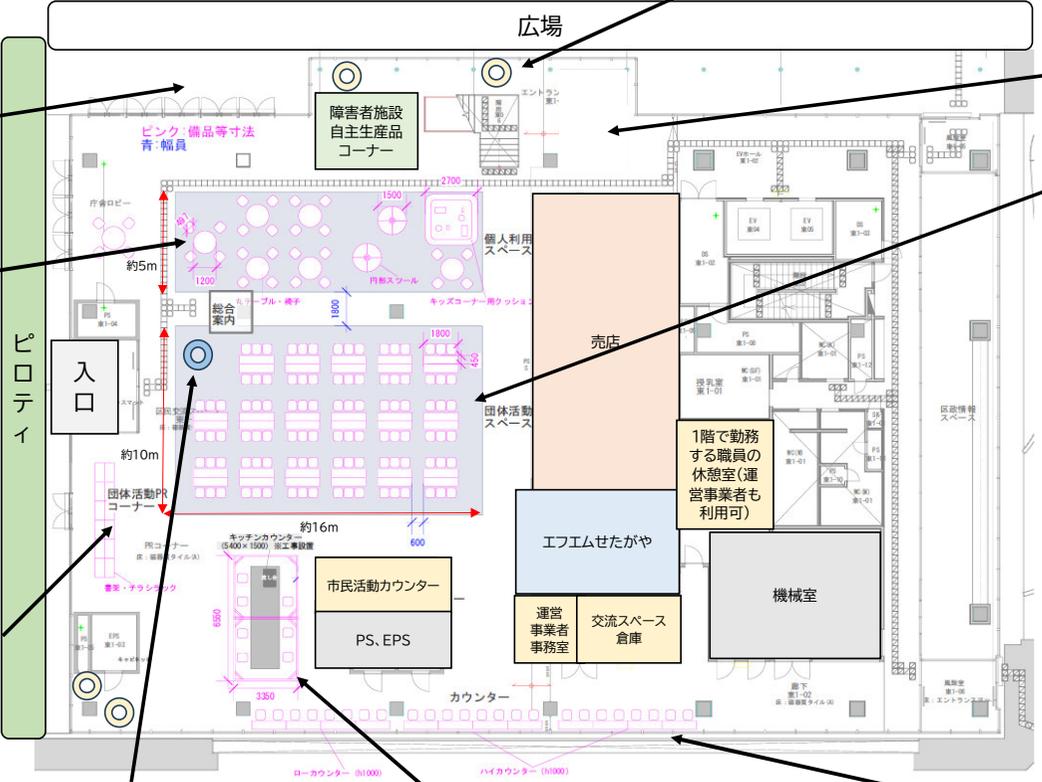


SETAGAYA Free Wi-Fi完備

【通常時】

デジタルサイネージにて、区民利用・交流拠点施設  
で行われる予定のイベント情報等を発信(4か所)

別紙1-1



○カームダウンスペース  
障害のある方等の  
休憩スペースを設置



○団体活動スペース  
通常時は打ち合わせやワークショッ  
プがしやすいよう、可動しやすい家  
具や埋込式電源を用意。※通常時以  
外の想定は次ページ参照



デジタルサイネージにて、当日  
のイベント情報を発信

○キッチンカウンター  
流し台では、ワークショップで利用した文具の  
洗浄や、交流会等での飲食時の利用を想定



○カウンタースペース  
個人での学習利用や休憩スペースと想定

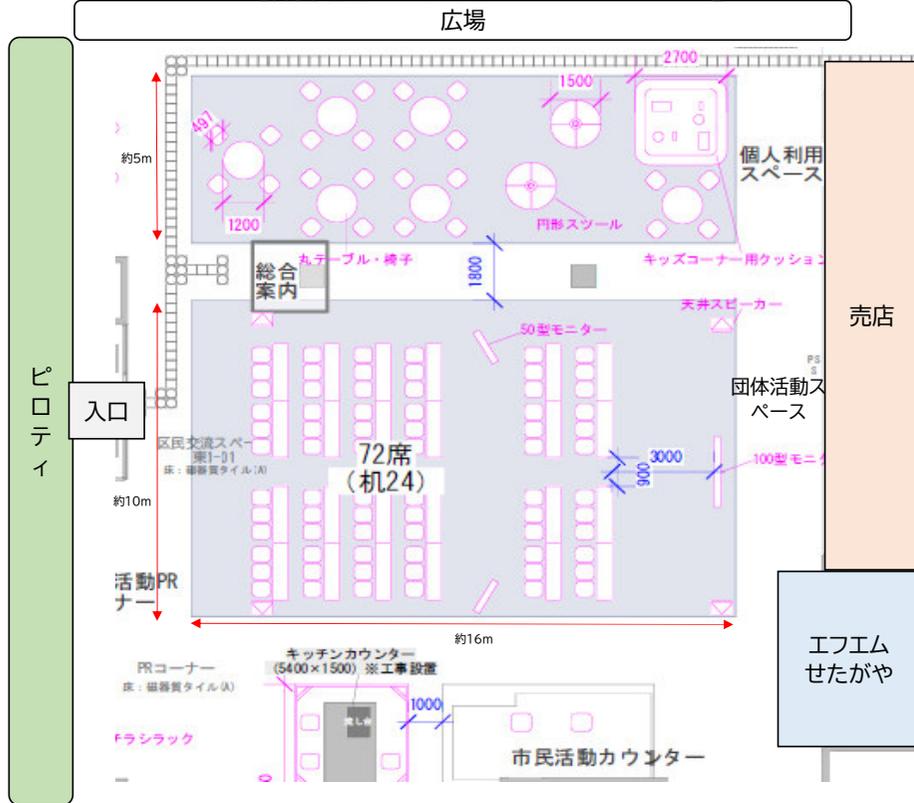


スペースごとの活用想定及び備品  
○区民交流スペース

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

別紙1-2

【講演会・パブリックビューイング】

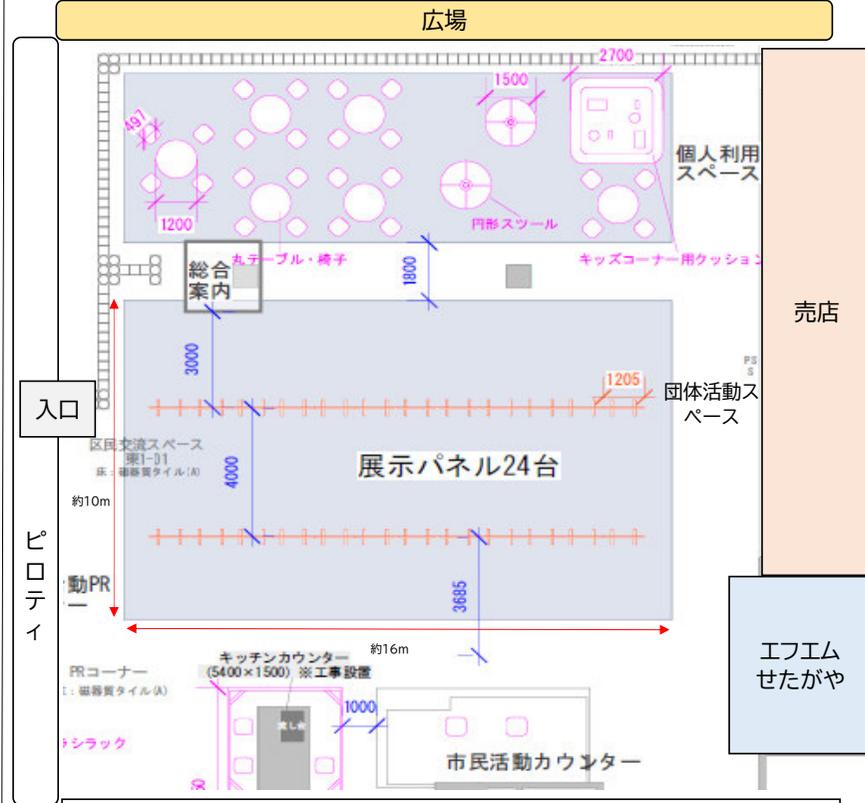


○市民活動カウンター内にあるワゴンアンプから映像、音響機器を操作

【映像、音響機器】

- ・100型モニター(幅2.2m高さ1.2m程度)
- ・50型モニター2か所(幅1.1m高さ0.6m程度)
- ※上の位置からであれば3か所同時投影が可能
- ・天井にスピーカーを設置
- ・PC、BD、DVD、CD、カセットテープからの入力が可能

【展示】



○展示パネルや長机等を使用し、大きく展示をすることが可能。取付可能なフックやスポットライト(天井設置のスポットライトも検討中)も用意



スペースごとの活用想定及び備品  
○区民交流室

別紙1-3

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

【研修・小規模セミナー等】

各室とも概ね  
定員10～20名程度



【パース映像】



○2階テラスに沿う形で5室整備。ガラス張りオープンな空間でありながら、ブラインドカーテンの設置により、比較的クローズな活動も可能。令和11年にはキッチン付き交流室も整備される。会議や小規模の研修、セミナー等を想定。

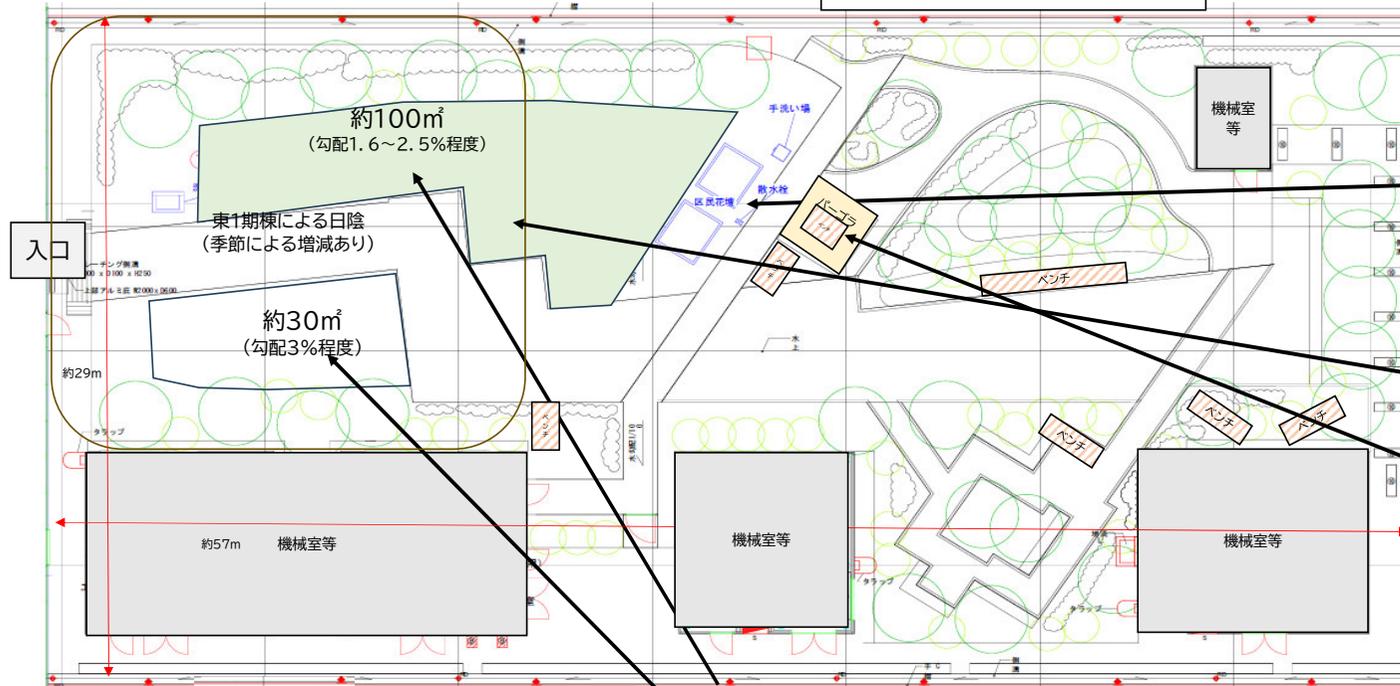


※キッチン付き交流室は令和11年に整備するため、キッチン付き交流室分の什器等の検討は時期が近くなったら改めて行う。

スペースごとの活用想定及び備品  
○屋上庭園

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

別紙1-4



○区民花壇  
芝生エリアの一部に約2畳分の区民花壇を2か所用意。花壇は区民参加でデザインする。  
現在、この屋上庭園等、公共の緑空間の管理への区民参加について、世田谷区提案型協働事業にて選定された団体が区と協働で検討を進めている。

○屋上庭園(6階)の日陰対策  
・南側に10階建ての東1期棟(高層棟)があるため、季節による増減もあるが、一定程度は日陰となる。  
・パーゴラには上部に遮光ネットを設置できるようなフックを設置する。  
イメージ   
その他日陰とならない部分はイベント時はテントの設置により、対応する。

【全体イメージ】



【芝生広場イメージ】



○芝生広場  
区民花壇を除き、芝生約100㎡及び30㎡の範囲にて屋上の緑を感じながらヨガ教室や緑のワークショップ等の実施を想定。6階であり、急な突風のリスクもあるため、テーブル椅子等の備品は常設せずイベント時に設置する。



※その他、必要に応じて区民交流スペース、広場の備品を活用する。

スペースごとの活用想定及び備品  
○広場、ピロティ

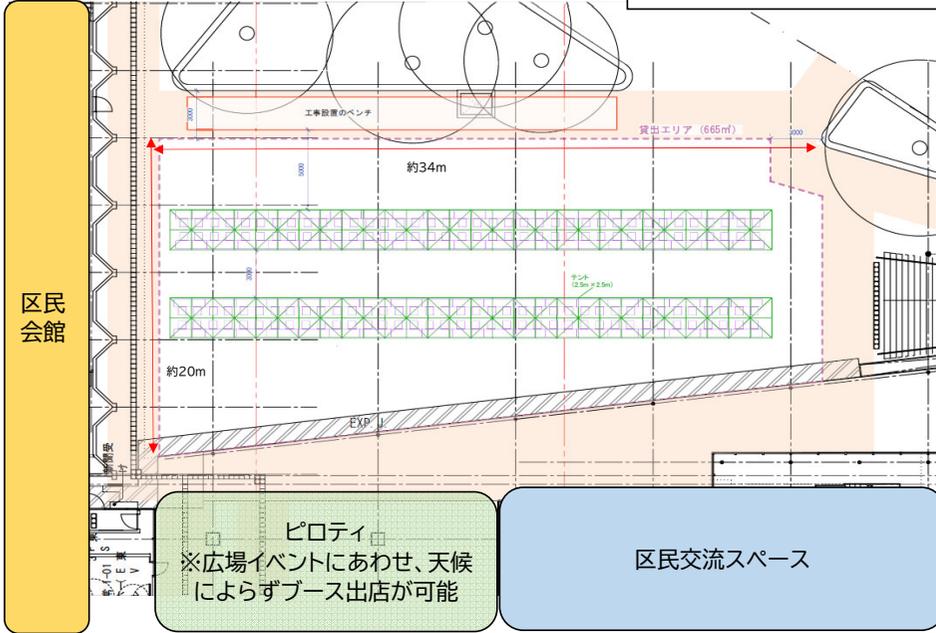
【マルシェ】

・ガラス張りの区民交流スペースと一体的な活用が可能  
・出来る限りテントやステージ、音響機器を備品等で用意し、団体が活動しやすくする。

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

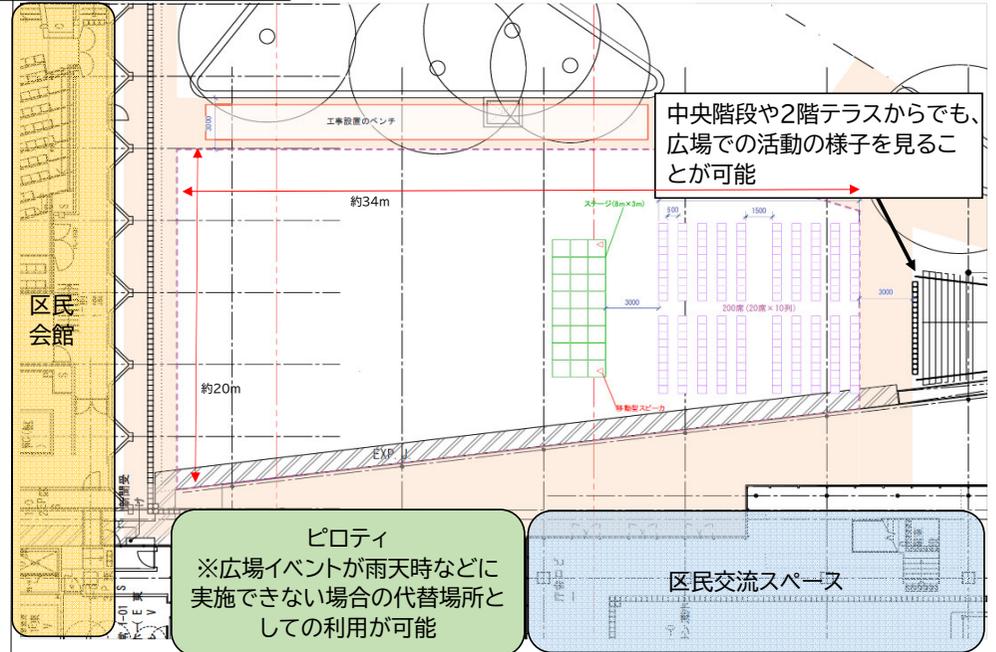
別紙1-5

【音楽、ダンスステージ】



ピロティ  
※広場イベントにあわせ、天候によらずブース出店が可能

区民交流スペース



中央階段や2階テラスからでも、広場での活動の様子を見ることが可能

ピロティ  
※広場イベントが雨天時などに実施できない場合の代替場所としての利用が可能

区民交流スペース

【パース映像:広場】



【パース映像:ピロティ】



○マルシェ

テントを向かい合わせに配置し、間にシェードを設置する。また、広場はイベント時のテントを安全に固定できるようにアンカーボルトを設置できる仕様とする。



テーブル (屋外のためポリエチレン樹脂天板を使用)

テント

シェード



マルシェイメージ (青山アーマーズマーケット)



アンカーボルト (イメージ)

○音楽、ダンスステージ

区民会館を背にステージを設置し、最大200席程度のイベントステージが実施できるようにする。



仮設ステージ (1mごとの連結で組み合わせ自由。1人でも組立が可能)

イス (全天候対応型)

マイク

スポットライト



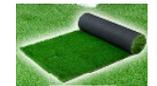
パワードミキサー + スピーカー

電気楽器をミキサーに接続するための変換機

CDラジカセ

各種ケーブル

○その他備品



芝生



ホースリール



ミストシャワー付き扇風機 コードリール



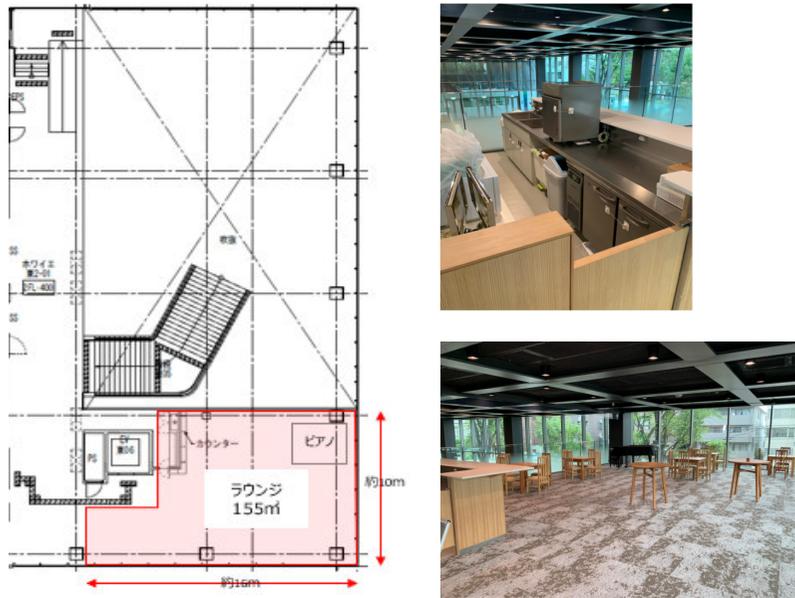
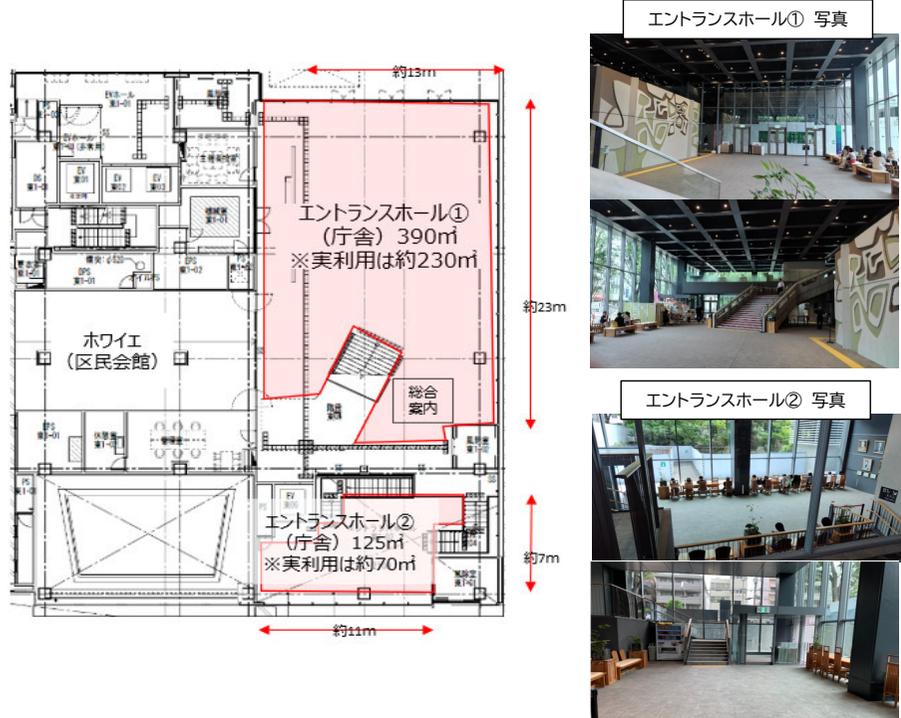
ケーブルプロテクター

スペースごとの活用想定及び備品  
 ○エントランスホール(令和6年度既開設)

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

○ラウンジ(令和6年度既開設)

別紙1-6



**【活用想定】**

- ・交流スペースに用意する大型モニター(100型)等を活用した式典や発表会、ポッチャイベント(エントランスホール①)
- ・展示、物品販売(エントランスホール①、②)

**【備品】**

- ・けやきの木を活用した家具は既に設置済み
- ※式典等でモニターや長机や展示パネルなどが必要な場合 交流スペースから持ってくる。

イス (背、座面メッシュ)

ポッチャセット (コートは4分の1)

**【活用想定】**

- ・区民会館利用とあわせた幕間の休憩
- ・ミニコンサート
- ・交流会

**【備品】**

- ・けやきの木を活用した家具
- ・カフェ利用できるための冷凍冷蔵庫 等
- ⇒すでに設置済み。

利用対象となる活動・事業及び非営利・営利の整理

別紙2-1

凡例

活動エリアの限定無し	活動エリアの限定有り
------------	------------

No.	実質的主体	活動・事業	具体例	参加者からの 料金徴収の有無	施設利用 の可否	営利・非営利 の判断	備考
1	NPO団体等  NPO、NPO法人、任意の団体、町会・自治会、PTA、日赤奉仕団、高齢者クラブ、生涯ネットワーク団体、行政委嘱団体(身近なまちづくり委員会等)、消防団、商店会、商店街振興組合、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人など ※個人による活動も含む	<b>公益性を有する活動・事業</b> ※以下全てを満たす活動  (1) 区民の生活、文化、または教養の向上に寄与する活動・事業(趣味、娯楽、スポーツなどの活動も含む) (2) 原則、情報公開できる活動・事業であること (3) 政治や宗教活動を目的としない活動・事業であること (4) 公序良俗に反しない活動・事業であること (5) 暴力団の利益にならない活動・事業であること	打ち合わせ・会議	問わない	○	非営利	
			趣味・サークル活動				
			講習会・ワークショップ (団体等の成果発表等)				
			マルシェ				
2	民間企業等  株式会社、有限会社、学校法人、医療法人等	<b>企業、営利組織等が行う、区民の生活、文化または教養の向上に寄与する以下の活動・事業</b>  (1) 社会貢献活動 (2) CSR(企業の社会的責任)に係る活動 (3) ソーシャルビジネスに関する事業(社会問題の解決を目的としたビジネス) (4) コミュニティビジネスに関する事業(地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決する事業) (5) 交流拠点賑わい創出事業	子ども食堂、講座・セミナー、商品の無償提供、試食 【(1)社会貢献活動】 【(2)CSR(企業の社会的責任)に係る活動】 【(3)ソーシャルビジネスに関する事業】 【(4)コミュニティビジネスに関する事業】	無し	○	非営利	自社製品のPRの色合いが強い場合には、営利活動と判断し、活動エリアを限定する。
			興行イベント(マルシェ、物販、ビールフェスタ等) 【(5)交流拠点賑わい創出事業】 ※(1)～(4)についても参加者から料金徴収する場合は(5)同様に活動エリアを限定する。	有り	○	営利	
		<b>民間企業等の通常の営利事業</b>	打ち合わせ・会議(※利用可の活動に関するものを除く)	問わない	×	-	
			月謝が伴う〇〇教室	有り(月謝)	×	-	月謝を支払った区民しか参加することができないため、不可。
3	区	<b>(1)区が主催または共催する区民対象の事業</b> <b>(2)区と団体等が協働して行う事業</b>	〇〇まつり、〇〇フェアなど	問わない	○	-	事業実施に伴い、民間企業が実施する販売(キッチンカー等)部分についても非営利として実施可能とする。

【NPO団体等の非営利利用可能エリア】※区民利用・交流拠点施設（区民会館を除く）全ての場所を利用



【民間企業等の営利利用可能エリア】



## 【NPO団体等の非営利利用の料金表】

場所	※1 広さ (m <sup>2</sup> )	区内団体				区外団体	
		一日以内利用 (4h料金額)		一日を超える利用 (4h料金額)		一日以内利用または1日 を超える利用 (4h料金額)	
		※2 区との 協働あり	区との 協働なし	区との 協働あり	区との 協働なし	区との 協働あり	区との 協働なし
区民交流スペース	160	無料	無料		250円	250円	500円
区民交流室1	25			50円	50円	100円	
区民交流室2	25			50円	50円	100円	
区民交流室3	35			50円	50円	100円	
区民交流室4	40			50円	50円	100円	
区民交流室5(キッチン付)	60			100円	100円	200円	
広場	820			1,300円	1,300円	2,600円	
ピロティ	340			550円	550円	1,100円	
屋上庭園	270			400円	400円	800円	
エントランスホール1	230			350円	350円	700円	
エントランスホール2	70			100円	100円	200円	

※1 広さ (m<sup>2</sup>) …活動可能な有効面積を参考に記載

※2 区との協働…区の事業や区との共催事業(公用事業等)を除く、区の後援事業や区との連携、協力事業

## 【民間企業等の営利利用の料金表】

(単位:円)

広さ (m <sup>2</sup> )	想定	m <sup>2</sup> 単価 (1h)	区内民間企業等一日以内利用または1日を超える利用			区内民間企業等一日以内利用または1日を超える利用		
			土日祝			平日(土日祝の2/3)		
			1時間	4時間	8時間	1時間	4時間	8時間
10	キッチンカー1台、テント1張	50	500	2,000	4,000	300	1,200	2,400
20		50	1,000	4,000	8,000	700	2,800	5,600
30		50	1,500	6,000	12,000	1,000	4,000	8,000
40		50	2,000	8,000	16,000	1,300	5,200	10,400
50		50	2,500	10,000	20,000	1,700	6,800	13,600
100		30	3,000	12,000	24,000	2,000	8,000	16,000
170	ピロティ全体	30	5,100	20,400	40,800	3,400	13,600	27,200
300		20	6,000	24,000	48,000	4,000	16,000	32,000
600	広場(300m <sup>2</sup> ×2)	15	9,000	36,000	72,000	6,000	24,000	48,000
820	広場全体	15	12,300	49,200	98,400	8,200	32,800	65,600
990	広場、ピロティ全体	15	14,850	59,400	118,800	9,900	39,600	79,200

※区内民間企業等で区との協働の場合は、上記一覧表金額の半額(5割減)とする。

(区との協働…区の事業や区との共催事業(公用事業等)を除く、区の後援事業や区との連携、協力事業)

※区外民間企業等の利用の場合は、上記金額の1.5倍(5割増)の額とする。ただし、区との協働場合は、上記一覧表金額の通りとする。

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営業務委託  
プロポーザル実施要領兼説明書

※本案件は令和 8 年度契約の準備行為であり、予算配当が無い場合は契約できません。

## 1 件名

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営業務委託

## 2 目的

本庁舎等の整備に伴い、基本構想の基本的方針のひとつに「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を掲げ、区内の様々な地域から訪れる区民がふれあい、交流できる場所として、世田谷区民会館、区民交流スペース、広場、屋上庭園等、多様な区民利用・交流拠点施設の整備を進めている。「世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設運営基本計画」及び「世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営実施計画」に示すように、区民利用・交流拠点施設が区民のふれあいと交流の促進、及び区民と市民活動団体、区の協働の推進の拠点となり、区や関係団体等と連携して多様な事業を効果的に実施していくための事業者を選定することを目的とする。

## 3 事業運営対象施設

### (1) 施設構成

世田谷区本庁舎内の以下ア及びイの施設を区民利用・交流拠点施設とする。

#### ア 区民交流スペース等

本業務において事業運営する施設

開設時期	棟・工期	施設名称	席数・面積※
令和 6 年度 (2024 年度)	東 1 期棟	エントランスホール	390 m <sup>2</sup> + 125 m <sup>2</sup>
令和 8 年度 (2026 年度)	東 2 期棟	区民交流スペース	745 m <sup>2</sup>
		区民交流室 (2 室)	各 25 m <sup>2</sup>
		ピロティ	680 m <sup>2</sup>
		屋上庭園	1,335 m <sup>2</sup>
	西 2 期棟	区民交流室 (2 室)	35 m <sup>2</sup> / 40 m <sup>2</sup>
	外構	広場	1,600 m <sup>2</sup>
令和 11 年度 (2029 年度)	西 3 期棟	区民交流室 (キッチンつき)	60 m <sup>2</sup>

※面積は壁芯での測定値を 5 m<sup>2</sup>単位で記載している。

※工事調整によって変更になる可能性がある。

※区民交流スペース内エフエム世田谷前及び、広場の一部について興行場法における興行を行える場所として申請を行う予定。

#### イ 世田谷区民会館（せたがやイーグレットホール）

本業務とは別に令和8年度までは業務委託、令和9年度からは指定管理により運営する予定の施設。本業務においては、区民利用・交流拠点施設全体を使った活動や事業等で発生する、世田谷区民会館管理運営業務受託者との調整業務（予約状況の共有や、施設を一体的に使う場合の利用調整）を行うものとする。

開設時期	棟・工期	施設名称	席数・面積※
令和6年度 (2024年度)	世田谷 区民会館	ホール	933席 (前舞台使用時：902席)
		集会室（2室）	165 m <sup>2</sup> /95 m <sup>2</sup>
		練習室（2室）	80 m <sup>2</sup> /45 m <sup>2</sup>
		ラウンジ	155 m <sup>2</sup>

※面積は壁芯での測定値を5 m<sup>2</sup>単位で記載している。

※ラウンジについては、令和7年度から世田谷区民会館管理運営業務受託者が管理運営を受託。令和9年度からは区民会館として指定管理者が管理運営を受託する予定。

#### 4 業務内容

詳細は別添1、2の「仕様書（案）」のとおり

- (1) 開設前準備業務
- (2) (仮称) 事業運営委員会事務局運営
- (3) 各種事業の準備・実施
- (4) 施設運営管理業務、利用調整業務
- (5) 市民活動支援業務
- (6) 広報活動業務
- (7) 区への報告

#### 5 プロポーザル方式を採用する理由

本委託業務の履行にあたっては、「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」の実現に向けて、区民のふれあいと交流の促進や、区民と団体、区の協働の推進の拠点を目指しているため、単なる施設管理ではなく、相談対応を通じた団体等のやりたい活動の実現や、マッチングによる深化を図ることができるコーディネータ力、魅力的な活動の企画・実施能力、効果的な情報発信力が求められる。

また、本庁舎総合管理業務受託者、世田谷区民会館管理運営業務受託者をはじめ、隣接する各施設（売店、エフエム世田谷、区政情報センター、障害者施設生産品販売所、東2期棟2階のレストラン等）とも連携を取りながら、適切な施設管理運営を行う調整能力が必要である。

よって、事業者の企画・実施能力や実績、ノウハウ等を比較審査する必要があるため、プロポーザル方式により事業者を選定する。

## 6 履行期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

※事業運営対象施設（令和6年度既開設施設及び令和11年度開設予定施設を除く）の竣工は令和8年9月18日（予定）、開設は令和8年11月を予定しているが、工事の進捗状況により、開設予定時期が変わる可能性がある。

※契約は年度ごとに締結し、各年度における本事業の予算配当があること及び前年度における履行実績が良好であることを条件とする。

## 7 事業実施経費（提案限度額）

(1) 令和8年度 75,000千円（税込）

(2) 令和9年度～11年度 85,000千円（税込）／年間

※契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定するものとする。

※区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。

※労働報酬下限額や物価上昇等に伴う経費の変動については、毎年度の区との協議により決定するものとし、今回の提案については、現時点の状況に基づき経費を算定すること。

## 8 参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

(1) 法人その他の団体、または複数の法人が共同する共同企業体（個人での応募は不可）。

なお、共同企業体により応募する場合は、以下①～⑤を条件とする。

①あらかじめ構成団体の総意により代表団体を1団体選出し、代表団体が応募手続きを行うこと

②代表団体は以下(2)～(7)の要件全てを満たし、構成団体は(2)～(6)の要件を満たすこと

③参加表明時に代表構成員及びその他の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること

④代表団体及び構成団体は、本件における他の応募者（単独の応募団体、他の共同企業体の代表団体又は構成団体）を兼ねないこと

⑤応募後の代表団体又は構成団体を変更しないこと

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

①履歴事項全部証明書

②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書

(営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可)

- (4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (5) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと
- (6) 「世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

**【選定委員の構成員】**

跡見学園女子大学マネジメント学部マネジメント学科教授 曾田 修司

武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科教授 齋藤 啓子

東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授 福岡 孝則

NPO法人せたがや子育てネット 代表理事 松田 妙子

社会福祉法人藍 理事長 大野 圭介

生活文化政策部長 渡邊 謙吉

生活文化政策部市民活動推進課長 伊藤 祐二

庁舎整備担当部庁舎管理担当課長 北村 正文

- (7) 過去10年（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）の間に参加者が同種業務を3年間以上受託した実績を有すること

**【同種業務】**

市民活動、生涯学習活動、文化芸術活動のいずれかまたは複数を目的とした施設における、事業を伴う管理運営業務（施設規模は問わない）

9 スケジュール（予定）

公告	令和7年8月1日（金）
実施要領兼説明書交付期間	令和7年8月1日（金）～9月19日（金）
公募に関する説明会の開催	令和7年8月29日（金）
質問提出期限	令和7年9月5日（金）
質問回答期日	令和7年9月12日（金）
参加表明書提出期限	令和7年9月19日（金）
招請通知発送	令和7年9月29日（月）
提案書提出期限	令和7年10月29日（水）
第1次審査（書類審査）	令和7年11月中旬
第1次審査結果通知	令和7年11月21日（金）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和7年12月9日（火）
最終選定結果通知	令和7年12月中旬

## 10 実施要領兼説明書、参考資料の配布

- (1) 期間：令和7年8月1日（金）～9月19日（金）午後5時まで
- (2) 場所及び方法：「20 問い合わせ・提出先」での配布又は世田谷区ホームページからのダウンロード（ページID：26969）

トップページ
--------

→

区政情報
------

→

契約・入札情報
---------

→

発注情報
------

→

現在実施中のプロポーザル情報
----------------

→

くらし・手続き
---------

## 11 公募に関する説明会

- (1) 日時：令和7年8月29日（金）10時30分～11時30分
- (2) 場所：せたがやイーグレットホール（世田谷区民会館）集会室  
（所在地：東京都世田谷区世田谷4-21-27）  
※駐車場は使用できないため、公共交通機関を利用すること
- (3) 参加人数：1団体につき3人以内
- (4) 申込方法：「20 問い合わせ・提出先」での配布又は世田谷区ホームページからダウンロード（ページID：26969）した様式①「説明会参加申込書」を令和7年8月27日（水）午後5時までに窓口または電子メールにて送付すること  
※説明会への参加は応募にあたり必須ではない。説明会資料は説明会当日に世田谷区ホームページにて公表する。説明会当日は質疑応答を行わないため、質問がある場合には「12 質問書の提出期限及び方法等」により質問すること。

## 12 質問書の提出期限及び方法等

- (1) 期限：令和7年9月5日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法：様式②「質問書」に質問事項を記載の上、電子メールにて送信すること。
- (3) 送信先：「20 問い合わせ・提出先」のとおり
- (4) 回答：9月12日（金）までに世田谷区ホームページにて公表する。

## 13 参加表明書の提出期限及び方法等

- (1) 期限：令和7年9月19日（金）午後5時まで
- (2) 場所：「20 問い合わせ・提出先」のとおり
- (3) 提出書類：以下の各1部を提出すること。共同企業体で応募する場合は③～⑥について構成団体を含む全ての団体について提出すること。
  - ①様式③参加表明書
  - ②様式④事業者概要
  - ③法人の概要が分かる資料（パンフレットなど団体の規模や業務内容等が分かるもの）
  - ④決算書（直近3年分の財務諸表：貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書）※最近設立したなどの事情がある場合は提出可能な範囲とす

る。

⑤東京電子自治体共同運営電子調達サービスに名簿登録されていることがわかる受付票の写し。ただし、世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、同等の条件であることを確認するため、以下の書類を提出すること。

ア 履歴事項全部事項証明書

イ 納税証明書（法人事業税、法人税、消費税）※直近1年分

⑥納税証明書（都道府県民税・市町村民税）※直近1年分

⑦様式⑤同種業務実績一覧表

⑧様式⑥共同企業体結成届及び構成員の間で交わされた契約書又は覚書等※共同企業体で応募する場合のみ

(4) 方法：持参又は郵送（締切日必着。郵送は簡易書留に限る）

(5) 招請通知：9月29日（月）までに参加資格を確認のうえ、提出者に招請通知を発送する。

(6) 参加表明後に何らかの事情により辞退する場合は、様式⑦「辞退届」を提出すること。

#### 14 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

#### 15 提案書の提出期限及び方法等

(1) 期限：令和7年10月29日（水）午後5時まで

(2) 送信先：「20 問い合わせ・提出先」のとおり

(3) 方法：原本及び副本を電子メールにて、PDFデータを提出すること

(4) 提案内容は「16 提案書作成要領」を参照すること。

#### 16 提案書作成要領

##### (1) 基本事項

①資料はA4サイズとし、表紙を含め全体で40ページ以内とし、ページ番号、目次をつけること。

②原本の表紙は様式⑧提案書（原本）表紙を、副本の表紙は様式⑨提案書（副本）を使用すること。提案内容の記載にあたっては、様式⑩提案書様式を使用すること。適宜、行の追加や文章を補完するための写真、イラスト等の使用は可とする。

③文字サイズは12ポイントを標準とし、読みやすい大きさとすること。

④副本はすべての書類に事業者が特定できる名称、記載、ロゴマーク等は一切記載しないこと。

⑤提出後の提案書の内容変更は認めない。

##### (2) 提案書の内容

①本庁舎における区民利用・交流拠点施設に対する基本的な考え方、事業実施方針

②令和8年度の開設前、開設後の具体的な業務実施体制の構築

※本業務遂行にあたっての組織・人員体制（組織体制、人員体制、施設開設後の1日の勤務ローテーション）、統括責任者やマッチングコーディネーターの実務経験実績、職員の育成・研修体制は必須記載とする

③開設前準備業務の企画、実施方法

※運営内規（マニュアル）、利用案内の作成、ホームページ、利用受付システムは必須記載とする

④（仮称）事業運営委員会事務局運営に対する基本的な考え方、運営方針

※基本的な考え方・運営方針、利用者からの意見聴取・分析は必須記載とする

⑤各種事業の企画・実施方法

※広場等を活用した賑わい創出事業は必須記載とする

⑥施設運営管理業務、利用調整業務の企画・実施方法

※施設内の日常的な管理運営・安全確保策、団体間の連携や新たなつながりを促進するような取り組み、受託者の支援内容に反映される仕組みは必須記載とする

⑦市民活動支援業務の企画・実施方法

※スタートアップ支援、企画・提案マッチング支援、団体等とのネットワーク構築、施設利用団体の情報発信支援は必須記載とする

⑧広報活動業務の企画・実施方法

※施設の効果的な情報発信は必須記載とする

⑨類似業務の実績

⑩令和8年度及び令和9年度の見積書（算出根拠や内訳も記載すること）

## 17 審査方法等

提案書の審査は、「世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営業務委託事業者選定委員会」にて審査することとし、以下のとおり実施する。

### （1）審査方法

#### ①第1次審査（書類審査）

提出された参加表明書、提案書に基づく書類審査を行い、上位3事業者を選抜する。応募者には、令和7年11月21日（金）までに審査結果を通知する。

#### ②第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

第1次審査を通過した上位3事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。日程は令和7年12月9日（火）を予定しており、詳細は、第1次審査の結果通知にあわせて通知する。なお、プレゼンテーションは、契約成立後に本業務に従事する施設長（統括責任者）候補者またはマッチングコーディネーター候補者が行うこと。

### （2）審査基準（主な視点）

#### ①第1次審査（書類審査）

ア本庁舎における区民利用・交流拠点施設に対する基本的な考え方、事業実施方針・施設に関する各計画やこれまでの検討経緯を十分に理解しているか

- ・基本的な考え方や事業実施方針は明確であり、施設の基本理念等に即したものになっているか

#### イ令和8年度の開設前、開設後の具体的な業務実施体制の構築

- ・本業務を遂行できるだけの組織・人員体制が整っているか
- ・統括責任者やマッチングコーディネーターの実務経験実績は十分か
- ・職員の育成・研修体制は適切かつ工夫されたものになっているか

#### ウ開設前準備業務の企画、実施方法

- ・運営内規（マニュアル）、利用案内の作成にあたっての考え方は正確かつ誰にでも分かりやすいものになっているか
- ・ホームページ構築にあたり、閲覧者にとって分かりやすさとともに、興味を引き、閲覧者数の維持・向上に寄与するような創意工夫がされる提案となっているか
- ・利用受付システム構築にあたり、利用者にとって分かりやすく簡便になる提案となっているか

#### エ（仮称）事業運営委員会事務局運営に対する基本的な考え方、運営方針

- ・（仮称）事業運営委員会事務局運営に対する基本的な考え方、運営方針は設置の主旨を正確に理解し、より協働を促すものとなっているか
- ・利用者からの多様な意見を聴取・分析し、適宜柔軟な見直しに繋げる工夫がされているか

#### オ各種事業の企画・実施方法

- ・広場等を活用した賑わい創出事業は多くの参加や交流を促す魅力的な内容になっているか

#### カ施設運営管理業務、利用調整業務の企画・実施方法

- ・施設の日常的な管理運営・安全確保策が適切であるか
- ・施設が最大限利用され、団体間の連携や新たなつながりを促進するような効果的な利用調整方法となっているか
- ・団体の登録情報や、参加者数、売上等の活動状況についての集計・分析が受託者の支援内容に反映される仕組みが構築されているか

#### キ市民活動支援業務の企画・実施方法

- ・スタートアップ支援は具体的かつ特色あるものとなっているか
- ・企画・提案マッチング支援は具体的かつ工夫されたものとなっているか
- ・団体等とのネットワーク構築の手法や頻度は適切か
- ・施設利用団体の情報発信支援は効果的なものとなっているか

#### ク広報活動業務の企画・実施方法

- ・広く誰にとっても分かりやすい効果的なものとなっているか

#### ケ類似業務の実績

- ・本件の受託にあたり、どれだけ効果のある実績を有しているか

#### コ令和8年度及び令和9年度の見積額（算出根拠や内訳も記載すること）

- ・提案内容に対する価格は妥当か

サ経営状況（財務状況）

- ・公認会計士による財務審査

※4段階評価中最低評価となった団体は、第2次審査には進めない。

## ②第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

アプレゼンテーションの説明は提案内容をより分かりやすくするものか

イ質問に対する応答態度・内容は適切か

ウ業務に対する熱意、取組み意欲は感じられるか

エ仕様書で提案を求めている以下の項目について、事業の主旨を理解し、期待が持てる内容となっているか、また、実現性が高いか

- ・利用受付システムの構築
- ・広場等を活用した賑わい創出事業の企画・実施
- ・団体間の連携や新たなつながりを促進するような取り組み
- ・施設でのスタートアップ支援
- ・施設で実施する活動への企画・提案及びマッチング支援
- ・団体等とのネットワーク構築
- ・施設利用団体の情報発信支援

## 18 審査結果の通知

審査結果の評価合計点が最も高い提案をした提出者を委託候補事業者として選定する。

(1) 期日：令和7年12月中旬（予定）

(2) 方法：郵送による

## 19 特記事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、免除とする。
- (3) 契約にあたっては、契約書を作成する。
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定は無い
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、「20 問い合わせ・提出先」とする。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- (9) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。
- (10) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした提案者、もしくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(11) 委託候補者選定後、区と候補者の協議により最終的な仕様を決定し、後日契約する。

20 問い合わせ・提出先

世田谷区生活文化政策部市民活動推進課区民交流・文化施設準備担当

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5（梅丘分庁舎3階）

電話番号：03-6304-3768

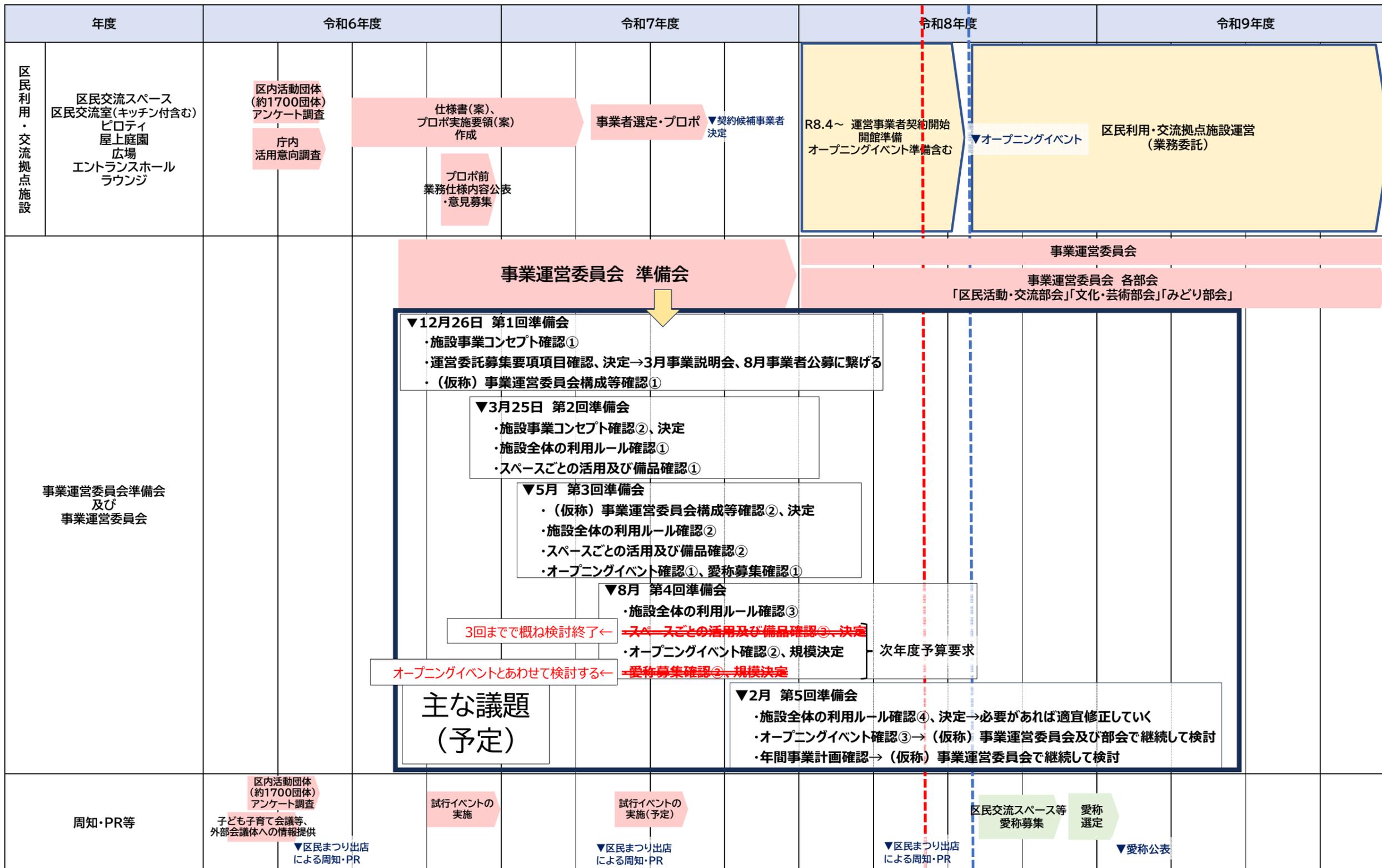
電子メールアドレス：セキュリティ上の観点から、希望者からの問い合わせに基づき個別に伝達する。

開庁時間：午前8時30分～午後5時（土曜日・日曜日・祝日を除く）

区民利用・交流拠点施設 開設までのスケジュール及び準備会での主な議題について

区民利用・交流拠点施設 全体スケジュール

2期工事竣工 令和8年9～10月頃 ▼ 令和8年11月 区民利用・交流拠点施設 開設予定



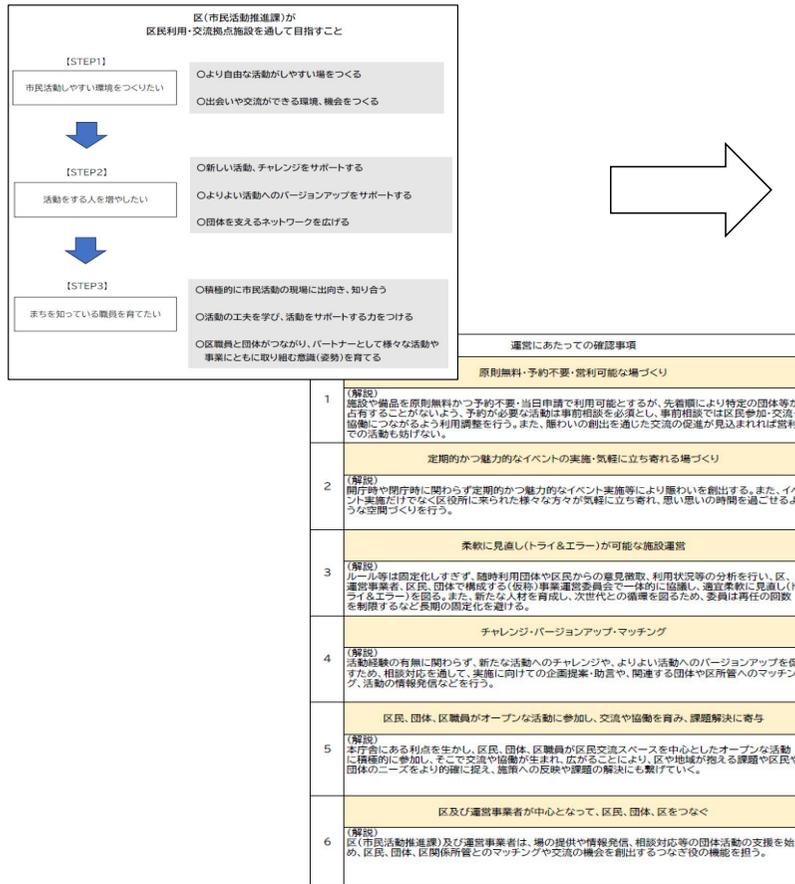
○施設利用ルール案(ごみ、飲酒)

資料4-1

利用内容	実質的主体	場所	ごみ				飲酒		
			ごみの想定	ごみ箱の設置	区庁舎での処分の可否	備考	飲酒を伴う活動の想定	可否	備考
活動利用 (団体・個人)	<b>NPO団体等</b>  NPO、NPO法人、任意の団体、町会・自治会、PTA、日赤奉仕団、高齢者クラブ、生涯ネットワーク団体、行政委嘱団体(身近なまちづくり委員会等)、消防団、商店会、商店街振興組合、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人 など ※個人による活動も含む	屋内 (交流スペース、 交流室、エントラ ンスホール等)	・会議で使用する紙などの消耗品ごみ ・ワークショップや展示等で使用する物品や段ボール、 表示物などのごみ ・交流会などの飲食ごみ(生ごみ含む)	しない  ※主催者が自主的に設置することは可とする	○	ごみ袋は自前で用意の上、 区庁舎内での廃棄ルールに 沿った(プラは事業系ごみ など)分別及び、排出量の抑 制(同種をまとめる・重ねる 等)を利用者が行った上で、 運営事業者に引き渡し廃棄 する。 (区負担での廃棄)	・交流会	○  平日 17:30 ～ 22:00  土日祝 9:00 ～ 22:00	飲酒によるトラ ブルについて、主 催者が責任を 持って対応する ことを前提に可 とする。  ※マルシェ、興行 イベントでお酒を 購入した来場者 が個人利用ス ペースで飲むこ とも可
		屋外 (広場、ピロティ、 屋上庭園)	・イベントで使用する物品や段ボール、表示物などのごみ ・マルシェやイベント時の飲食ごみ(生ごみ含む)		○	・マルシェやイベント時の飲 食物の提供			
	屋内 (交流スペース、 交流室、エントラ ンスホール等)	・ワークショップや講座・セミナー等で使用する物品や 段ボール、表示物などのごみ ・(キッチン付き交流室)子ども食堂実施時の飲食ごみ (生ごみ含む)	×		他事業の例に鑑み、持ち帰 り対応とする。	-			
	屋外 (広場、ピロティ、 屋上庭園)	・興行イベント(マルシェ、物販、ビールフェスタ)等に伴 う各種ごみ	×		・興行イベント(マルシェ、物 販、ビールフェスタ)等				
公用利用(区事業による利用)		屋内屋外いずれ も	・各部による事業実施に伴う各種ごみ		○	運営事業者への引き渡しに よる処分ではなく、各所管 部にて廃棄。	・〇〇祭り等、イベント時の 飲食物の提供		
個人利用(活動利用を除く)		屋内屋外いずれ も	・学習利用に伴う消耗品ごみ ・売店での購入や持ち込みによる飲食ごみ(生ごみ含 む)	しない	×	売店で購入したものについ ては、売店設置のごみ箱へ の廃棄が可能	・持ち込みによる飲酒 ※交流スペース内の売店で は酒類は販売しない	×	
(参考) 運営事業者の業務利用		屋内屋外いずれ も	・広場を活用した販わい創出事業等、事業者の自主的 な事業実施に伴い生じるごみ ・休憩時間等に生じる飲食ごみ	しない  ※事業者が自主的に設置することは可 ※休憩室には職員 用のごみ箱あり	○	NPO団体等の取り扱いと 同様。	・広場を活用した販わい創 出事業等、事業者の自主的 な事業実施	○	上記活動利用の 場合と同様

## ○施設利用ルール案(利用憲章)

準備会で検討させていただいた運営にあたっての確認事項、団体活動や個人利用にあたってのルール等について、禁止行為や遵守事項としてではなく、利用憲章として作成し、施設内に掲示したい。  
作成にあたっては、運営委員会での意見をまとめ、令和8年11月のオープニングイベントで案としてお示しし、区民からの意見も含め決定していきたい。



## 区民利用・交流拠点施設利用憲章(イメージ)

資料4-2

この施設は、区民・団体・区が協働して、多様な人々がともに支えあい、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現するための「区民自治と協働・交流の拠点」です。

この施設の限りのない発展のためにはこの施設を利用する皆さんのつながり合い、助け合い、支え合いが大変重要になります。

この施設で区民・団体・区職員が一緒になってよりよいまちづくりに向けた、オープンなイノベーションを創出していきましょう。

### ①この施設の意義

- ・みんなが自由に活動でき、憩える場です。
- ・沢山の出会いや交流ができる環境、機会をつくる場です。
- ・トライ&エラーで取り組んでいく場です。
- ・活動へのチャレンジやバージョンアップをサポートする場です。
- ・活動する、参加するみんながつながり、協働を実践する場です。

### ②活動理念

- ・沢山のひとと知り合おう。
- ・アイデアを出し合い、みんなで共有しよう。
- ・関心のない人も巻き込んでみよう。
- ・勇気を出して参加してみよう、誘ってみよう。
- ・ここでの活動を地域でもやってみよう。

### ③施設利用の心得

- ・みんなで譲り合って使おう。
- ・建物や備品は大事に使おう。
- ・利用したら、次の人のためにもっときれいにしよう。
- ・個人のごみは持ち帰ろう。
- ・活動時のごみはできるだけ減らして分別しよう。

(仮)コミュニティラボ・スクエア・ガーデン キックオフ ～さあ市民活動の実験(トライ&エラー)を始めよう～

オープニングイベント日程

令和8年11月						
月	火	水	木	金	土	日
11月2日	11月3日	11月4日	11月5日	11月6日	11月7日	11月8日
	文化の日 キックオフイベント ※ホール×	【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施			団体運営参加型イベント ※ホール×	団体運営参加型イベント ※ホール×
11月9日	11月10日	11月11日	11月12日	11月13日	11月14日	11月15日
					区公用事業 (せたがや国際メッセ&ホストタウンコンサート) ※ホール○	団体運営参加型イベント ※ホール×
11月16日	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日
					団体運営参加型イベント ※ホール×	団体運営参加型イベント ※ホール×

11月23日 勤労感謝の日  
クロージングイベント  
※ホール○

※9月建物竣工後、1月上旬まで庁舎内の移転作業を実施。また、12月開店に向けた売店の内装工事が予定されているため、場所自体が使用できなくなってしまうことや、音がうるさいなどの物理的な影響が生じる可能性があります。

進め方

実施内容詳細イメージ

項目	主体	内容
11/3 キックオフイベント	区、運営委員会、(団体)	・テープカット(広場)、学生等による演奏披露(広場) ・施設内覧会(レストラン等含む) ・施設全体を活用した事業、愛称募集開始 ※希望があれば区や団体による追加出店
活動利用の促進・PR	運営事業者	随時、利用を希望する団体への説明及び施設見学 ※希望があれば区や団体による追加出店
団体運営参加型イベント	区、運営委員会、部会からの個別の呼びかけにより出店することになった団体	第1回5月部会にて使用場所等を決定し、個別の呼びかけにより出店希望を頂く。第2回7月部会にて出店団体の振り付けを決定。出店にあたっては、団体が責任を持って実施いただき、区及び運営事業者は出店場所等の利用調整を行う。
区公用事業	区(文化・国際課)	せたがや国際メッセ&ホストタウンコンサート(令和5年度は日本大学文理学部百周年記念館にて2500人の来場があった) ※この他、令和7年11月の公用申請で希望があれば追加
11/23 クロージングイベント	区、運営委員会、(団体)	・市民活動に関するシンポジウム(区民会館ホール) ・オープニングイベント期間中に出品した団体のパネル展示、交流会(区民交流スペース) ※希望があれば区や団体による追加出店
施設全体を活用した区民参加型事業	区、運営事業者	スタンプラリー、誰でも参加できるオブジェ(手形等)、利用憲章等の作成

令和7年度							令和8年度								
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
▼第4回準備会(8月27日) ・概要、実施方法等について 意見集約			▼第5回準備会(2月) ・予算及び委託仕様を踏まえ、進め方等の再調整・決定				▼第1回委員会(4月)		▼第2回委員会(8月)			施設開設・オープニングイベント			
●庁内(外郭含む) 公用申請受付・調整							▼第1回各部会(5月) ・出店内容の確認・検討		▼第2回各部会(7月) ・出店内容の確認・検討						
							個別の呼びかけ による出店依頼		出店団体との利用調整						
							施設全体を活用した区民参加型事業の検討		周知・PR						



氏名		所属	施設利用ルール案への意見
学識経験者	福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授	<p>・ごみについては、基本形としては異論はないが、マルシェや大きなイベントを行い、大量にごみが出る場合も想定しておいた方がよい。</p> <p>・飲酒については、大学の場合、飲酒届に責任者の名前や連絡先、時間等を記載してもらっている。活動の申込書にチェック欄があって、そこに飲酒する際のルールがあり、それに同意して実施してもらうような形がよいかもしれない。また、10時に閉館するのであれば9時30分までにするとか早めに区切ってもよい。</p> <p>・利用憲章については、文体について「～おう」「～しよう」なのか、「～しましょう」「～してみましよう」のような形がよいかは検討が必要。バージョンアップは組織のように感じる。平たく言うと区民が様々なアクションを起こしたり、チャレンジできるようなことをサポートしていく場ということだと思う。子どもから大人まで多様な世代の交流も入れた方がよい。「世田谷」も。また、ここでの活動を地域でも実施することで地域に根付いていき、長期的には地域づくりやまちづくりということにも繋がっていくと思うので、そういうことを示唆してもよい。</p>
	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	<p>良いと思います。管理人？現場に張り付いているスタッフの方が利用憲章を理解し、利用者と話す際に掲示された憲章の前で立ち戻って対話しながら、利用の理解を深めたり、折り合いをつけていく景色が作れたら素敵です。</p> <p>運営事業者が理解すること、スタッフ研修の始まりに理解の時間を作るなど工夫していただけると良いかと考えます。</p>
団体	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局	<p>個別ルールではなく、まずは憲章、すなわち基本原則や方針を定めた文言を示すこととした判断は、至極妥当に思え賛成である。基本理念が確かに共有されるならば、強制力を伴うルール(禁止事項・遵守事項…)は、最低限のものが準備されれば十分となる。</p> <p>お示しいただいた憲章(イメージ)は、これまでの検討をよく踏まえたものに思えた(例: 区民・団体・区職員が一緒になって… →「汽水域」/「出会いや交流」の文言 等)。他方。気になったのは二点</p> <p>1. 「オープンなイノベーション」は不要ではないか？</p> <p>区民・団体・区職員が一緒になって/よりよいまちづくり これで十分な気がする。現状が「閉鎖的で(⇨オープン)前例踏襲的・旧態依然(⇨イノベティブ)」ということでもあるまい。</p> <p>2. ③施設利用の心得 たいせつなことだが表現が難しい。「ゼロエミッション」「環境配慮」といった理念を、やさしいことばでパラフレーズしようとされたのだと思う。引き続き要検討かと思う。</p>
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	<p>この施設は、区民・団体・区の多様な人々がともに支えあい、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現するための交流・活動の拠点です。</p> <p>この施設を最大限に生かすためには、利用する皆さんのつながり合い、助け合い、支え合いが大変重要になります。</p> <p>この施設で区民・団体・区職員が一緒になって、より良いまちづくりに向けたオープンなイノベーションを創出していきましょう。</p> <p>①この施設の意義…場の提供</p> <p>②活動理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沢山のひとと知り合い、アイデアを出し合い、みんなで共有しよう。</li> <li>・関心のない人も巻き込む、勇気を出して参加し、誘ってみよう。</li> <li>・ここでの活動を地域にも広めてやってみよう。</li> </ul> <p>③施設利用の心得…人・物・地球にやさしく</p>
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	<p>区民利用・交流拠点施設が、区民・団体・区職員の協働というコンセプトの上で運営されることに期待します。新しい「せたがやのかたち」が根付いてくれればと思います。トライ&amp;エラーで取り組む柔軟な考え方も評価できます。</p> <p>「憲章」という言葉は少し大げさではないかとも思いましたが、区民・団体・区の協働という新しい形のスタートですので、それはそれでよろしいかと思っています。</p>
	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	<p>異存ございません。</p>
	石 快晟	国土館大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	<p>問題ないと思います。</p>
学生	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	<p>施設利用ルール案について、大変賛同いたします。ルールを禁止事項として示すのではなく憲章の形にすることで、利用者にとってより親しみやすくなり、施設を「みんなで育てていく場」としての愛着や責任感が育まれると考えます。加えて、オープニングイベントで案を提示し、区民の意見を反映させて完成させるプロセスは、この施設が協働の拠点であることを体現しており、非常に意義深い取り組みだと思います。さらに、憲章において自由な活動やトライ&amp;エラーを歓迎する姿勢を明確に打ち出すことは、地域や学生の新たな挑戦を後押しし、交流やつながりを広げる大きな力になると確信しています。</p>

氏名	所属	施設利用ルール案への意見
中間支援組織	代表者 一般財団法人世田谷トラ ストまちづくり	<p>(1)資料1-1ごみと飲酒について</p> <p>①ごみは、基本は各自持ち帰り及び各自処分が前提ですか？ 一覧にすると「区での処分ができる」場合と、「各自処分」の場合に分かれるので、特にNPO団体等は、利用のしかたによって違いが生じることはないのでしょうか。(個人利用的に使っても、いつも捨ててくれるから…とか)説明と理解が必要そうにも思えます。問題なければ、構いません。</p> <p>②飲酒に関する懸念点として 備考欄 「飲酒によるトラブルは主催者が責任をもって対応することを前提に可能とする。」 「マルシェ、興行イベントでお酒を購入した来場者が個人利用スペースで飲むことは可とする」 ↓ 「個人利用の持ち込みによる飲酒は認めない」としつつ、「マルシェ、興行イベントでお酒を購入した来場者が個人利用スペースで飲むことは可」となっている。イベント主催者に責任を丸投げしているようにも見えます。飲酒を認める場合は、イベント主催者の「管理責任が及びイベント会場」を可として、個人利用スペースへの持ち込みは制限するなど、施設管理の視点からのルールを考えなくても良いのでしょうか？</p> <p>(2)資料1-2進め方 前回の準備会でもご意見出ていましたが、参加型で作っていくのが良いと思います。区のたたき台を、まず対面準備会でワークショップ的にブラッシュアップいただくことが必要そうですね。 ⇒そのたたき台2を、例えば、さらによい言葉で伝えるために、オープニングイベント期間に参加者を広げて実施するとか？</p> <p>(3)資料1-2内容について アンケートは一方向なので、意見を出しにくいですが、気になるところは、以下です。 ①全体構成についても、まず準備会で「意見交換」をお願いします。 憲章とは、もう少し大局的なことを示すイメージがあります。この施設の意義(利用憲章案で掲載されている内容ではなく、区民自治を進める世田谷区の象徴となる場所…とかの価値、重要性)、目指す方向性、ありたい姿などを表現するものなのか。 ②現在の憲章案に表現されているのは、利用ルール。大局的なことの明記が必要で、かつ、②も必要なのではないかと。一緒にするのか、別々につくるのか。それによって「憲章」という言葉の使い方も気になると思います。 ③現案の表現で、よりわかりやすい言葉に置き換えるとかの工夫がありそうと思う箇所) ・この施設の限らない発展のために ⇒①とも関連しますが、施設だけのことですか？区民の自治と協働と交流とかではなく？ ・オープンなイノベーションを創出していきましょう ⇒？(すみません、ちょっとわかりませんでした) ・トライ&amp;エラー ⇒運営のスタンスとしては、意見として伝えてきたことで、とても大事ですが、可視化するときに、あえてエラーを大々的に出さずとも、別の表現でも良いのでは？ ・意義・活動理念・心得 ⇒もっと柔らかい表現のほうが良さそう。 ・禁止事項の羅列ではない伝え方の工夫。</p>
	代表者 公益財団法人せたがや文 化財団	<p>○公共施設である以上、飲酒については抑制的であるべき。飲酒をすると、声や態度が大きくなり、特に室内では他の活動団体や個人とトラブルになりやすい。活動で飲酒を伴うか、については当該活動団体に判断が委ねられると思料するが、他の活動団体や個人にどのように知らせるのか。「トラブルは主催者が責任を持って対応」とあるが、結局、運営事業者が苦勞すると思われる。なので、例えば、施設全体を使っている交流会の実施の場合などに限って認めてはどうか。</p> <p>○飲酒を可とするなら、利用憲章にも入れるべきではないか。あるいは、飲酒に関するガイドラインを作るべき。</p>
	代表者 社会福祉法人世田谷区社 会福祉協議会	<p>1. ゴみの処分ですが、区の公共施設では、持ち帰ることが当たり前の中、ここまではすべきなのかは疑問が残る。 ※地域活動団体(ミニデイや子ども食堂)は、ゴミを全て持ち帰りしている。利用料金も支払いをしている。 この施設のみ処分は区が行うことは、公平性に欠けるかと思いますが、いかがでしょうか？</p> <p>2. アルコールについては、区民会館ではOKとなっているため、行う際には、未成年者への飲酒の確認などは徹底するべきかと思料します</p>
	代表者 社会福祉法人世田谷ボラ ンティア協会	<p>・異存ありません。 ・ごみの処分について、NPO団体等が主体の場合は経済的負担を求めない案としているのは一つの見識と思いますが、この方法を持続させるためには、排出者責任がルーズにならないようなルールの徹底(特に世田谷区内の家庭ごみと異なる分別方法の徹底)が重要と考えます。</p> <p>・ごみの取扱いについて、庁舎管理担当課(あるいは清掃・リサイクル部)との事前相談がなされているという理解でよろしいですね。</p>

氏名		所属	オープニングイベントへの意見
学識経験者	福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授	イベントの内容としてはよいが、このイベント全体を通して何を指すのかということが重要になる。活動場所を提供してそれぞれがやりたい活動をするということではなく、異なる分野の協働や交流が図れるような振り付けをしつつ、参加する方にもオープニングイベントや施設の意義を理解して活動してもらう必要がある。また、出店してもらえるよう積極的に営業することも必要。
団体	石山 恭子	NPO法人子育て支援グループamigo理事長	テーマのつながりや団体のリレー性などをうまく配置して、住民が開催カレンダーを眺めながら、通いたくなるプログラムが組めると良いと思います。
	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議事務局長	スクエア＝広場、ガーデン＝屋上庭園かと思うが、後者については花壇への植花イベントが、そのひとつになると思う。世田谷区提案型協働事業(世田谷ポータル都市文化交流協会／みどり政策課ほか庁内4課)において、一昨年から屋上庭園の花壇づくりをテーマに、区民ワークショップを開催してきた。来る9月6日にも、庁舎管理担当課のご尽力によりワークショップを実施する。そこでの成果を実践すると共に、花とみどりは植花・植樹時点よりも、その後の「メンテナンス」がより重要であり、かつ楽しみの源泉であることを、期間内を通じて示していきたいと思う。
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	前年度に事前アナウンスがないと参加を誘われた団体にとって、当該年度内での計画・実施という短期間でのイベント参加はかなり難しい。今年、今のうち(各団体が次年度予算策定時期)からリストアップされた全部の団体へ打診して参加を呼びかけするのが良い、と考えます。「社協」にも協力要請をすべきでは？居場所サミットの企画者？世田谷福祉市民学会？
	村井 やよい	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会会長	1ヶ月掛けて、区民、団体、区を巻き込んで開催されるオープニングイベントが開催されることで、新庁舎のオープニングに際し、この場が「区民自治と協働・交流の拠点」であることを広く区民の皆様知っていただけたらと思います。
	湧口 善之	一般社団法人街の木ものづくりネットワーク代表理事	一過性のものになってしまうように、という問題意識に対して、とても意欲的で好ましい方向性と感じました。1日のみから1ヶ月、というなかで、実施における負荷、集客(参加者が集まるのか?)など思惑通りにいかない心配も大きいことと思いますが、その上で挑戦する姿勢がまずあることは、この施設のオープニングに相応しい、物語の核となる部分かも知れません。 キックオフイベントのみ、あるいは途中で1日、あるいはクローイングのみ、といった参加形態が多くなることも考えられます。その期間を通じて、なにか皆で一緒に目に見えるものを作っていけるといいかもしれませんね。それこそ憲章の元となるドローイング(大きな紙に皆でこの場所への期待や思いやアイデアを書く)とか。
	石 快晟	国土館大学(NPO法人国際ボランティア学生協会(IVUSA))	ご検討いただきありがとうございます。 1日の集客よりも1ヶ月の集客の方が集客を見込めると思います。私どもも全力で協力させていただきます。

氏名		所属	オープニングイベントへの意見
学生	高島 一樹	明治大学ボランティアサークル「Relief」(学生ボランティアネットワーク)	<p>一か月程度の期間での実施について賛成いたします。施設の魅力を多面的に伝え、区民が継続的に足を運びきっかけになると考えます。また、スケジュールの都合を柔軟に対応できるようになり多様な団体が関わりやすくなり、実際の施設利用促進にもつながる点で大変意義深いと思います。</p> <p>一方で、長期間の開催は運営側の負担増や関心の分散といった課題も想定されます。そのため、以下のような工夫を提案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週替わりテーマの設定(例:学生・若者、子育て、文化芸術、環境・まちづくり)により、複数回訪れたいくなる仕掛けをつくる。</li> <li>・学生と地域団体のコラボ企画を設け、世代を超えた交流や協働を促進する。特に、現在私どもが参加している「せたがや学生ボランティアフォーラム」は開催時期が近く、協働の可能性が高いと感じています。</li> <li>・ミニ発表会や体験型プログラムを団体が主体的に運営することで、多くの市民活動団体に施設の魅力を実際の利用を通じて体感してもらう。</li> </ul> <p>こうした工夫を加えることで、イベントの持続性と参加者の満足度を高め、施設開設後の利用につながると考えます。</p>
中間支援組織	代表者	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	<p>特に気になるところをピックアップします。</p> <p>①クロージングイベントではない ⇒この場のスタートを切る1か月のイベントなだけで、OPの総まとめ的にシンポを開催するならそれも良いと思いますが、ならば「シンポジウム」表記。 ⇒シンポジウムこそオープンな交流スペースで開催するのはどうですか？ キャパの問題で区民会館にしているのでしょうか？</p> <p>②「出店」という言い方が気になりました。 出店なんですかね？どのように団体に声をかけて、OPイベントを作り上げていくプロセスを共有するかは大事なところ。例えば、今回のOPイベントへの参加・協力のプロセスも、参加団体同士の交流促進につながる的な意図があるならより大事かと。もしそういうことを狙うなら表現変えた方が良いでしょうし、呼びかけ方にも影響がありそうです。「出店しませんか？」で良いのか？</p> <p>④平日は企画はやらない？ 行政の市民参加型オープンミーティングや、平日だからこそその団体企画などの可能性や余地を含めて検討いただくのが良いのではないかと？ 施設見学会もセットにして良いわけで。</p> <p>⑤団体パネル展示とは、OPイベント参加・協力団体ということですか？ であれば、シンポの日だけではなく、期間中の常設展示の工夫をしたほうが良いのでは？</p> <p>⑥国際メッセはホールだけを使用する？ ⇒その場合は、交流スペースは特に企画はなく、テーマ関連団体が何か企画を実施できるということですか？</p> <p>⑦タイトル「市民活動の実験(トライ&amp;エラー)を始めよう」 ⇒要検討 市民活動に取り組むみなさんは、そもそもトライしているし、既に実験的なことに取り組んでいらっしゃる。(そしてエラーもプラスに変えていらっしゃる)という認識があります。そのため、いま、敢えてこの表現で打ち出すことに、少し心がざわざわしました。 また、これから関わろうとする方にも伝わりますかね？ 準備会の方のご意見を伺いたいです。</p> <p>⑧タイトル「コミュニティラボ・スクエア・ガーデン」 初めて聞く気もしますが、決まったお名前なんですか？</p>
	代表者	公益財団法人せたがや文化財団	<p>テーマが単発のものではなく、連続性のあるイベントにするとよりアピールできるのではないかと。</p>
	代表者	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	<p>区内で活動するさまざまな団体へオープニングイベント期間に会場を訪れていただき、さまざまなご意見をいただくことも重要かと思えます。その際には、障がいや子育て団体だけでなく、高齢者や不登校等支援団体など幅広い団体への招待状を送っていただきたい。</p>
	代表者	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の立地からみて、来所されるボリュームゾーンとしては区役所への来庁者や、この施設に関心のある区民・団体の来所が当面はメインになると思われます。</li> <li>・その意味で、ウィークデーは展示主体、休日はイベント主体とする日程に異存ありません。</li> <li>・クロージングイベントとして団体相互の交流の機会が想定されていることにも賛同します。</li> </ul>

	氏名	所属	その他の意見
団体	大坪 義明	世田谷みどり33協働会議 事務局長	<p>毎回、オブザーバー委員として意見を提出させていただいてきた。これらは、決まった設問への回答として提示させていただいており、自由な意見表明の場は我々にはない。今回、どうしても意見表明させていただきたく、以下、申し述べることをお許しいただきたい。</p> <p>新庁舎のみどり率改善の手段として、広場に樹木プランターを設置する案を、私はかねて思い描き、上述の世田谷区提案型協働事業でも、委員として携わった世田谷区本庁舎等整備に係る区民利用施設総合運営計画策定検討委員会(令和4年度)でも、たびたび取り上げてきた。特に、今年度の提案型協働事業においては、将来の広場設置を企図し、「グリーンアップサイクルプランターの試作・設置」を活動目標に掲げると共に、今年度から始まるせたがやクラファン！チャレンジでも、このプランター事業への応募を募る。</p> <p>この事業の意義は、以下の3点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人工面(地盤)でのみどり面の確保によるみどり率向上(「世田谷みどり33」に資する)</li> <li>2. 「雨水流出対策」(米国型)に偏りがちなグリーンインフラ政策に一石を投じる(身近なみどりこそは語の本来の意味で「グリーン」「インフラ」であり、「生態系サービスの利用」(欧州型)の施策である本事案を推進したい)</li> <li>3. 都市における「コモンの再生」の方策として、             <ol style="list-style-type: none"> <li>①「囲い込み」されがちな公有地をディスクロージャーして用地を確保する と共に、</li> <li>② 市民参加による管理・利用(コモンの再生=コミュニティの再生) を企図する</li> </ol>                     (以上①②が、我々の提案する世田谷区提案型事業(マイクロ・コモンズ・スチュワードシップと称す)の背骨の考え方である)                 </li> </ol> <p>本事業はそのための事案のひとつである。</p> <p>4. グリーンアップサイクル素材の活用</p> <p>本事業においては、この新素材をプランターに用いる。その意義は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①きわめてエコロジカルな環境素材を活用する</li> <li>②既に第一段階の試作は、2年前の区民ワークショップで採用・設置しており、現在も順調に樹木苗が生長している(対候性・耐水性に特に優れる)</li> <li>③この世田谷発祥の環境素材を、将来はプランターのみならず広く製品化し活用することで、区民の環境意識(ゴミ問題やみどりなど)の涵養に資する</li> </ol> <p>以上である。</p> <p>どうかこのプランを正規の施策として採用し、実現に至らしめるべく、準備会で取り上げたいいただくことを望みます。ご検討の程、よろしくお願いいたします。</p>
	河上 勇	せたがや生涯現役ネットワーク世話人会代表	<p>8月12日付けの生活工房からの手紙で「キャロットタワー3Fの市民活動支援コーナーが令和8年3月末で閉鎖することとなりました。今後の市民活動団体の拠点機能は、「区民利用・交流拠点施設」が担っていくこととしております。」と通知がありました。</p> <p>今までの利用者がとても重宝していた「大型印刷機が新施設では使えない」となると、とても大きな不満・不評になることが予想されます。何か善後策はありますか？</p> <p>これ以外にもキャロットタワーでの高評価と比べて不評をかう部分について検討したことがありますか？対策は？</p> <p>そもそもこの「地域活動団体拠点機能の引継ぎ」は、施設コンセプトに入っているのでしょうか？</p>